

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年4月13日
【会社名】	株式会社豊和銀行
【英訳名】	THE HOWA BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 権藤 淳
【本店の所在の場所】	大分市王子中町4番10号
【電話番号】	097(534)2611(代表)
【事務連絡者氏名】	総合企画部長 浜野 法生
【最寄りの連絡場所】	大分市王子中町4番10号
【電話番号】	097(534)2611(代表)
【事務連絡者氏名】	総合企画部長 浜野 法生
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	優先株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 8,000,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社豊和銀行 福岡支店 (福岡市博多区中洲5丁目4番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神2丁目14番2号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年2月10日付をもって提出した有価証券届出書（平成29年3月3日、同年3月10日及び同年3月28日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）の記載事項のうち、平成29年4月11日開催の当行臨時株主総会並びに普通株主、A種優先株主、B種優先株主及びD種優先株主による各種類株主総会においてE種優先株式の発行に必要な定款変更に係る議案が承認され、また、当該臨時株主総会においてE種優先株式の発行に係る議案が承認されたこと、並びに平成29年4月13日付で臨時報告書を提出したことに伴い、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

（注）1 発行決議

第3 第三者割当の場合の特記事項

3 発行条件に関する事項

6 大規模な第三者割当の必要性

（2）大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

第三部 追完情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
E種優先株式	8,000,000株	(注)2、3、4

(注)1 発行決議

本有価証券届出書によるE種優先株式に係る募集(以下「本件第三者割当」といいます。)は、平成29年4月11日開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)並びに普通株主、A種優先株主、B種優先株主及びD種優先株主による各種類株主総会(以下、本臨時株主総会と併せて、「本臨時株主総会等」と総称します。)においてE種優先株式の発行に必要な定款変更に係る議案が承認されること(又は会社法第325条で準用される同法第319条の規定により種類株主総会の決議があったものとみなされること)並びに本臨時株主総会において本件第三者割当に係る議案が承認されることを条件として、平成29年2月10日(金)開催の取締役会において決議されております。

<後略>

(訂正後)

種類	発行数	内容
E種優先株式	8,000,000株	(注)2、3、4

(注)1 発行決議

本有価証券届出書によるE種優先株式に係る募集(以下「本件第三者割当」といいます。)は、平成29年4月11日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)並びに普通株主、A種優先株主、B種優先株主及びD種優先株主による各種類株主総会(以下、本臨時株主総会と併せて、「本臨時株主総会等」と総称します。)においてE種優先株式の発行に必要な定款変更に係る議案が承認されること(又は会社法第325条で準用される同法第319条の規定により種類株主総会の決議があったものとみなされること)並びに本臨時株主総会において本件第三者割当に係る議案が承認されることを条件として、平成29年2月10日(金)開催の取締役会において決議されております。なお、本臨時株主総会等においてE種優先株式の発行に必要な定款変更に係る議案は承認され、また、本臨時株主総会において本件第三者割当に係る議案は承認されました。

<後略>

第3【第三者割当の場合の特記事項】

3【発行条件に関する事項】

（訂正前）

< 前略 >

当行は、E種優先株式の配当年率の決定にあたってはE種優先株式の発行条件及び払込金額が公正な水準となるよう、上記株式価値算定書におけるE種優先株式の理論的価値評価に加えて、割当予定先候補との交渉結果や、地域の取引先に対する円滑な資金供給と経営改善支援等を行うという地域金融機関としての責務を引き続き果たしていくためには内部留保の蓄積に加えて更なる自己資本の充実のため銀行の自己資本比率規制（パーゼル）に対応した新たな自己資本増強策が必要であるという当行が現在置かれた事業環境・財務状況、及び市場金利が超低金利となっているわが国の金融・経済状況等についても総合的に勘案の上、E種優先株式の配当年率を2%と決定しております。E種優先株式の発行価額は、かかる配当年率を前提として独立算定機関が算定した株式価値評価額（E種優先株式100円あたり97.0円から102.2円）の範囲内であり、当行としては、E種優先株式の発行条件及び払込金額は会社法に定める「特に有利な金額」には該当しないものと判断しておりますが、客観的な市場価格の無い優先株式の公正価値については、その計算が高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な考え方がありうることから、株主の皆様のご理解を得るため、会社法第199条第2項及び第3項並びに第201条第1項に基づき、平成29年4月11日開催予定の本臨時株主総会における特別決議による承認を得ることを条件として、E種優先株式を発行することといたしました。

（訂正後）

< 前略 >

当行は、E種優先株式の配当年率の決定にあたってはE種優先株式の発行条件及び払込金額が公正な水準となるよう、上記株式価値算定書におけるE種優先株式の理論的価値評価に加えて、割当予定先候補との交渉結果や、地域の取引先に対する円滑な資金供給と経営改善支援等を行うという地域金融機関としての責務を引き続き果たしていくためには内部留保の蓄積に加えて更なる自己資本の充実のため銀行の自己資本比率規制（パーゼル）に対応した新たな自己資本増強策が必要であるという当行が現在置かれた事業環境・財務状況、及び市場金利が超低金利となっているわが国の金融・経済状況等についても総合的に勘案の上、E種優先株式の配当年率を2%と決定しております。E種優先株式の発行価額は、かかる配当年率を前提として独立算定機関が算定した株式価値評価額（E種優先株式100円あたり97.0円から102.2円）の範囲内であり、当行としては、E種優先株式の発行条件及び払込金額は会社法に定める「特に有利な金額」には該当しないものと判断しておりますが、客観的な市場価格の無い優先株式の公正価値については、その計算が高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な考え方がありうることから、株主の皆様のご理解を得るため、会社法第199条第2項及び第3項並びに第201条第1項に基づき、平成29年4月11日開催の本臨時株主総会における特別決議による承認を得ております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

（訂正前）

本件第三者割当は、潜在的な希薄化率が25%以上となる大規模な水準となることから、福岡証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第2条に規定される独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続を要します。そこで当行は、平成29年4月11日開催予定の本臨時株主総会における特別決議による承認を得ることを条件として、E種優先株式を発行することといたしました。

（訂正後）

本件第三者割当は、潜在的な希薄化率が25%以上となる大規模な水準となることから、福岡証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第2条に規定される独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続を要します。そこで当行は、平成29年4月11日開催の本臨時株主総会における特別決議による承認を得ております。

第三部【追完情報】

（訂正前）

< 前略 >

3. 臨時報告書の提出

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第98期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間に
おいて、平成28年7月4日付で臨時報告書を提出しております。その報告内容は以下の通りであります。

< 後略 >

（訂正後）

< 前略 >

3. 臨時報告書の提出

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第98期）の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出
日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。その報告内容は以下の通りであります。

（平成28年7月4日付提出の臨時報告書）

< 中略 >

（平成29年4月13日付提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成29年4月11日開催の当行臨時株主総会並びに普通株主、A種優先株主、B種優先株主及びD種優先株主によ
る各種類株主総会において、それぞれ決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業
内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

・臨時株主総会

（1）当該臨時株主総会が開催された年月日

平成29年4月11日

（2）当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

新たな株式の種類としてE種優先株式を追加するため、現行定款第6条にE種優先株式の
発行可能種類株式総数を新たに追加するものです。

第12条の5においてE種優先株式に関する規定を追加するとともに、その他所要の変更を
行うものです。

第2号議案 E種優先株式発行の件

第三者割当の方法により新たにE種優先株式を発行するものです。

（3）当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるため の要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	42,160	67	-	（注）	可決（95.0%）
第2号議案	42,159	68	-	（注）	可決（95.0%）

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決
権の3分の2以上の賛成による。

（4）議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計し
たことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、
反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

・普通株主による種類株主総会

(1) 当該種類株主総会が開催された年月日

平成29年4月11日

(2) 当該決議事項の内容

議案 定款一部変更の件

新たな株式の種類としてE種優先株式を追加するため、現行定款第6条にE種優先株式の発行可能種類株式総数を新たに追加するものです。

第12条の5においてE種優先株式に関する規定を追加するとともに、その他所要の変更を行うものです。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
議案	42,163	64	-	（注）	可決（95.0%）

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

・A種優先株主による種類株主総会

(1) 当該種類株主総会が開催された年月日

平成29年4月11日

(2) 当該決議事項の内容

議案 定款一部変更の件

新たな株式の種類としてE種優先株式を追加するため、現行定款第6条にE種優先株式の発行可能種類株式総数を新たに追加するものです。

第12条の5においてE種優先株式に関する規定を追加するとともに、その他所要の変更を行うものです。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
議案	3,697	9	-	（注）	可決（93.7%）

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

． B種優先株主による種類株主総会

(1) 当該種類株主総会が開催された年月日

平成29年4月11日

(2) 当該決議事項の内容

議案 定款一部変更の件

新たな株式の種類としてE種優先株式を追加するため、現行定款第6条にE種優先株式の発行可能種類株式総数を新たに追加するものです。

第12条の5においてE種優先株式に関する規定を追加するとともに、その他所要の変更を行うものです。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
議案	3,000	-	-	（注）	可決（100%）

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

． D種優先株主による種類株主総会

(1) 当該種類株主総会が開催された年月日

平成29年4月11日

(2) 当該決議事項の内容

議案 定款一部変更の件

新たな株式の種類としてE種優先株式を追加するため、現行定款第6条にE種優先株式の発行可能種類株式総数を新たに追加するものです。

第12条の5においてE種優先株式に関する規定を追加するとともに、その他所要の変更を行うものです。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
議案	16,000	-	-	（注）	可決（100%）

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。